



金沢市公報

第2609号

平成20年(2008年)12月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
告示		市道の路線の変更について	(") 6
建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について	(監理課) 1	市道の区域の決定について	(") 6
地縁による団体の告示された事項の変更について	(市民参画課) 3	道路の供用の開始について	(") 7
介護保険法の規定による事業者の指定について	(介護保険課) 3	専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について	(") 8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置に係る許可に関する申請書等の縦覧について(環境指導課)	4	公告	
市道の路線の認定について	(道路管理課) 5	建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について	(建築指導課) 8
		開発行為に関する工事の完了について	(") 9
		消防局公告	
		消防車のサイレンの使用について	(消防総務課) 9

告 示

●金沢市告示第261号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成21年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成17年告示第341号(建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者としてします。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日(以下「提出日」という。)までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体(2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保す

ることにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。)は、その構成員のすべてが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

- 1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。
 - (1) 本市内に主たる営業所を有する者 客観的事項及び主観的事項
 - (2) 本市外に主たる営業所を有する者 客観的事項
- 2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。
- 3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。
 - (1) 工事成績評点
 - (2) 指名停止状況
 - (3) 優良建設工事の表彰実績
 - (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
 - (5) 監理技術者又は主任技術者の数
 - (6) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
 - (7) 本市との除排雪委託契約の契約状況
 - (8) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況及び本市の「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
 - (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者の雇用状況及び金沢市正社員転換促進奨励金の交付状況
 - (10) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

- 1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦奇数年の2月1日から同月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。
- 2 建設工事共同企業体については、その都度市長が定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。
- 3 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。
- 4 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、2に該当する場合及び市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その都度市長が定める日とします。
 - (1) 客観的事項 西暦偶数年(資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。)の10月1日の直前の営業年度の終了の日
 - (2) 主観的事項 西暦偶数年(資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦偶数年に限る。)の12月31日
- 5 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添付書類	本市内に主たる営業所を有する者	本市外に主たる営業所を有する者
1	総合評定値通知書		
2	主観的事項に関する調査票		
3	許可証明書又は許可通知書		
4	工事経歴書		
	直前2年の各営業年度分 石川県内に所在する官公庁の元請分		
5	技術職員名簿等 総括表		

		技術職員名簿		
		技術職員名簿(石川県内にある営業所人員)		
6	委任状			
7	市税滞納有無調査承諾書			
8	国税に係る納税証明書			
9	使用印鑑届			
10	営業所一覧表			
11	金沢市入札参加申請登録票			

備考

- 1 印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとします。ただし、書類番号6に掲げる書類については、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限り、提出を要するものとします。
- 2 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとします。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2又は3の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成17年告示第341号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第262号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
八日市第三 西町会	主たる事務所の所在地	金沢市八日市3丁目582番地2	金沢市八日市3丁目554番地2	平成20年11月28日
		金沢市八日市3丁目125番地	金沢市八日市3丁目582番地2	平成20年4月1日
	代表者の氏名及び住所	石川 清一 金沢市八日市3丁目125番地	川口 善勝 金沢市八日市3丁目582番地2	平成20年4月1日

●金沢市告示第263号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により告示します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

介護保険 事業所番号	事業所		申請者				指 定 年月日	サービスの種類	条 件 等
	名 称	所在地	名 称	主たる 事務所の 所在地	代 表 者				
					氏 名	住 所			
1790100141	グループ ホームサ ライ	金沢市窪 6丁目16 番地	株式会社 サライ	金沢市窪 6丁目16 番地	田中 庸子	白山市八 ツ矢町13 5番地1	平成20年 12月1日	認知症対応型共同 生活介護、介護予 防認知症対応型共 同生活介護	

●金沢市告示第264号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に関する許可申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供します。

なお、同条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、金沢市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

1 申請をした者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

- (1) 名 称 環境開発株式会社
- (2) 所 在 地 金沢市大桑町上猫下4番地7
- (3) 代表者の氏名 高山 賢悟

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

金沢市新保町ラ11番地

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん並びに感染性産業廃棄物

5 申請年月日

平成20年12月10日

6 縦覧場所

金沢市環境局環境指導課

7 縦覧期間

平成20年12月22日から平成21年1月22日まで

8 縦覧時間

午前9時から午後6時まで

9 意見書の記載事項

- (1) 生活環境保全上の見地からの意見
- (2) 提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (3) 対象事業の名称

10 意見書の提出期間

平成20年12月22日から平成21年2月5日まで

11 意見書の提出先

金沢市環境局環境指導課

●金沢市告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年12月22日から平成21年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1619	野 田 町 線 17号	野田土地区画整理事業地内 4街区 5番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 16街区 6番 先まで	
1619	野 田 町 線 18号	野田土地区画整理事業地内 13街区 2番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 13街区 2番 先まで	
1619	野 田 町 線 19号	野田土地区画整理事業地内 15街区 21番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 15街区 20番 先まで	
1619	野 田 町 線 20号	野田土地区画整理事業地内 21街区 3番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 23・2街区 19番 先まで	
1619	野 田 町 線 21号	野田土地区画整理事業地内 20街区 1番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 19街区 9番 先まで	
1619	野 田 町 線 22号	野田土地区画整理事業地内 20街区 12番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 20街区 3番 先まで	
1619	野 田 町 線 23号	野田土地区画整理事業地内 25・1街区 1番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 29街区 8番 先まで	
1619	野 田 町 線 24号	野田土地区画整理事業地内 27街区 23番 先から	
		野田土地区画整理事業地内 27街区 14番 先まで	
3246	大 徳 46号 木 曳 野 東 線 9号	木曳野土地区画整理事業地内 34・1街区 1番 先から	
		木曳野土地区画整理事業地内 35・1街区 2番 先まで	
3246	大 徳 46号 木 曳 野 東 線 10号	木曳野土地区画整理事業地内 34・1街区 8番 先から	
		木曳野土地区画整理事業地内 33街区 4番 先まで	
3246	大 徳 46号 木 曳 野 東 線 11号	木曳野土地区画整理事業地内 34・1街区 15・1番 先から	
		木曳野土地区画整理事業地内 34・1街区 14番 先まで	
3246	大 徳 46号 木 曳 野 東 線 12号	木曳野土地区画整理事業地内 33街区 6・1番 先から	
		木曳野土地区画整理事業地内 53街区 1番 先まで	
3246	大 徳 46号 木 曳 野 東 線 13号	木曳野土地区画整理事業地内 37街区 1番 先から	
		木曳野土地区画整理事業地内 37街区 5番 先まで	
3246	大 徳 46号 木 曳 野 東 線 14号	木曳野土地区画整理事業地内 49街区 4番 先から	
		木曳野土地区画整理事業地内 49街区 4番 先まで	
3246	大 徳 46号 木 曳 野 東 線 15号	木曳野土地区画整理事業地内 51街区 1番 先から	
		木曳野土地区画整理事業地内 50街区 11・1番 先まで	
4918	浅 川 18号 田 上 町 線 35号	田上第五土地区画整理事業地内 33街区 14番 先から	
		田上第五土地区画整理事業地内 32街区 3番 先まで	
4918	浅 川 18号 田 上 町 線 36号	田上第五土地区画整理事業地内 32街区 7番 先から	
		田上第五土地区画整理事業地内 32街区 4番 先まで	
4920	浅 川 20号 田 上 本 町 線 71号	田上本町土地区画整理事業地内 53街区 2番 先から	
		田上本町土地区画整理事業地内 58街区 6番 先まで	
4920	浅 川 20号 田 上 本 町 線 72号	田上本町土地区画整理事業地内 58街区 7番 先から	
		田上本町土地区画整理事業地内 57街区 12番 先まで	

金 沢 市 公 報

4920	浅 川 20号	田上本町土地区画整理事業地内	75街区	1番	先から
	田上本町線 73号	田上本町土地区画整理事業地内	75街区	14番	先まで
4920	浅 川 20号	田上本町土地区画整理事業地内	76街区	1番	先から
	田上本町線 74号	田上本町土地区画整理事業地内	76街区	27番	先まで
4920	浅 川 20号	田上本町土地区画整理事業地内	77街区	2番	先から
	田上本町線 75号	田上本町土地区画整理事業地内	77街区	1番	先まで
4920	浅 川 20号	田上本町土地区画整理事業地内	78街区	6番	先から
	田上本町線 76号	田上本町土地区画整理事業地内	78街区	1番	先まで
4920	浅 川 20号	田上本町土地区画整理事業地内	79街区	12番	先から
	田上本町線 77号	田上本町土地区画整理事業地内	79街区	2番	先まで

●金沢市告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年12月22日から平成21年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路線名	起 点 及 び 終 点			重要な経過地
1619	旧	野田町線4号	野 田 町 ト	255番	先から	
	野 田 町 ト		240番	2先まで		
	新	野田土地区画整理事業地内	25・1街区	3番	先から	
	野 田 町 ト		240番	2先まで		
2803	旧	大 野 3号	大 野 町 4 丁 目 レ	104番	1先から	
	大 野 町 4 丁 目 レ		40番	1先まで		
	新	石油基地線5号	大 野 町 4 丁 目 レ	40番	161先から	
	大 野 町 4 丁 目 レ		40番	1先まで		

●金沢市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年12月22日から平成21年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	幅員(m)	延長(m)
一般市道	野田町線4号	3.4 ~ 4.8	193
一般市道	野田町線17号	6.0	364
一般市道	野田町線18号	6.0	26
一般市道	野田町線19号	6.0	30
一般市道	野田町線20号	6.0	219
一般市道	野田町線21号	6.0	167
一般市道	野田町線22号	6.0	90
一般市道	野田町線23号	6.0	215
一般市道	野田町線24号	6.0	84
一般市道	大野3号石油基地線5号	9.6 ~ 24.2	233
一般市道	大徳46号木曳野東線9号	6.0	135

一般市道	大徳46号木曳野東線10号	6.0	113
一般市道	大徳46号木曳野東線11号	3.9	45
一般市道	大徳46号木曳野東線12号	8.0	383
一般市道	大徳46号木曳野東線13号	6.0	58
一般市道	大徳46号木曳野東線14号	3.9	19
一般市道	大徳46号木曳野東線15号	8.0	233
一般市道	浅川18号田上町線35号	6.0	116
一般市道	浅川18号田上町線36号	6.0	93
一般市道	浅川20号田上本町線71号	6.0	158
一般市道	浅川20号田上本町線72号	6.0	101
一般市道	浅川20号田上本町線73号	6.0	187
一般市道	浅川20号田上本町線74号	6.0	226
一般市道	浅川20号田上本町線75号	6.0	41
一般市道	浅川20号田上本町線76号	6.0	103
一般市道	浅川20号田上本町線77号	6.0	117

●金沢市告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成20年12月22日から平成21年1月5日まで一般の縦覧に供します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
野 田 町 線 4号	野田土地区画整理事業地内 25・1街区 3番 先から 野 田 町 ト 240番 2先まで	平成20年12月22日
野 田 町 線 17号	野田土地区画整理事業地内 4街区 5番 先から 野田土地区画整理事業地内 16街区 6番 先まで	〃
野 田 町 線 18号	野田土地区画整理事業地内 13街区 2番 先から 野田土地区画整理事業地内 13街区 2番 先まで	〃
野 田 町 線 19号	野田土地区画整理事業地内 15街区 21番 先から 野田土地区画整理事業地内 15街区 20番 先まで	〃
野 田 町 線 20号	野田土地区画整理事業地内 21街区 3番 先から 野田土地区画整理事業地内 23・2街区 19番 先まで	〃
野 田 町 線 21号	野田土地区画整理事業地内 20街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 19街区 9番 先まで	〃
野 田 町 線 22号	野田土地区画整理事業地内 20街区 12番 先から 野田土地区画整理事業地内 20街区 3番 先まで	〃
野 田 町 線 23号	野田土地区画整理事業地内 25・1街区 1番 先から 野田土地区画整理事業地内 29街区 8番 先まで	〃
野 田 町 線 24号	野田土地区画整理事業地内 27街区 23番 先から 野田土地区画整理事業地内 27街区 14番 先まで	〃
大 野 3号	大 野 町 4 丁 目 レ 40番 161先から	〃
石 油 基 地 線 5号	大 野 町 4 丁 目 レ 40番 1先まで	〃
大 徳 46号	木曳野土地区画整理事業地内 34・1街区 1番 先から	〃
木 曳 野 東 線 9号	木曳野土地区画整理事業地内 35・1街区 2番 先まで	〃
大 徳 46号	木曳野土地区画整理事業地内 34・1街区 8番 先から	〃
木 曳 野 東 線 10号	木曳野土地区画整理事業地内 33街区 4番 先まで	〃

大 徳 46号 木 曳 野 東 線 11号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	34・1街区 34・1街区	15・1番 14番	先から 先まで	"
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 12号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	33街区 53街区	6・1番 1番	先から 先まで	"
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 13号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	37街区 37街区	1番 5番	先から 先まで	"
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 14号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	49街区 49街区	4番 4番	先から 先まで	"
大 徳 46号 木 曳 野 東 線 15号	木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 木 曳 野 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	51街区 50街区	1番 11・1番	先から 先まで	"
浅 川 18号 田 上 町 線 35号	田 上 第 五 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 第 五 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	33街区 32街区	14番 3番	先から 先まで	"
浅 川 18号 田 上 町 線 36号	田 上 第 五 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 第 五 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	32街区 32街区	7番 4番	先から 先まで	"
浅 川 20号 田 上 本 町 線 71号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	53街区 58街区	2番 6番	先から 先まで	"
浅 川 20号 田 上 本 町 線 72号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	58街区 57街区	7番 12番	先から 先まで	"
浅 川 20号 田 上 本 町 線 73号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	75街区 75街区	1番 14番	先から 先まで	"
浅 川 20号 田 上 本 町 線 74号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	76街区 76街区	1番 27番	先から 先まで	"
浅 川 20号 田 上 本 町 線 75号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	77街区 77街区	2番 1番	先から 先まで	"
浅 川 20号 田 上 本 町 線 76号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	78街区 78街区	6番 1番	先から 先まで	"
浅 川 20号 田 上 本 町 線 77号	田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内 田 上 本 町 土 地 区 画 整 理 事 業 地 内	79街区 79街区	12番 2番	先から 先まで	"

●金沢市告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
大徳46号木曳野東線11号
大徳46号木曳野東線14号
- 2 指定する期日
平成20年12月22日

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定年月日	位置指定申請者	道 路 の 位 置			
		起 点	終 点	幅員(m)	延長(m)
平成20年11月17日	近岡町生産協同組合長 近宗 政博	金沢市近岡町29番1先	金沢市近岡町28番3先	6.00	20.27

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成20年12月22日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市北間町イ124番3	金沢市彦三町2丁目13番11号 綿貫 章

2

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市近岡町29番2、30番2、31番2、32番2、33番2、34番2、35番6、36番2、37番1から37番7まで、39番1から39番6まで及び40番7並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市近岡町29番2、30番2、31番2、32番2、33番2、34番2、35番6、36番2、37番4、39番4及び40番7並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市新保町八34-1 有限会社 岩上住宅 代表取締役 岩上 一人
金沢市赤土町ワ20番1から20番8まで、87番の一部及び104番1	道路 金沢市赤土町ワ20番8、87番の一部及び104番1	金沢市有松5丁目9番12号 株式会社 バイヤーズ 代表取締役 松田 明弘
金沢市新保本2丁目501番1及び501番9から501番38まで	道路 金沢市新保本2丁目501番9	金沢市割出町637番地1 有限会社 アイビ住研 代表取締役 佐野 雅洋
金沢市泉野町3丁目117番1から117番5まで	道路 金沢市泉野町3丁目117番4	金沢市諸江町26番7号 株式会社 アプリケーション 代表取締役 垣内 申治

消 防 局 公 告

金沢市消防出初式を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成20年12月22日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

場所 彦三町交差点～むさし交差点～下堤町南交差点

日時 平成21年1月11日(日)午前9時から午前11時まで

平成20年(2008年)12月22日 印刷
平成20年(2008年)12月22日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄